

はがタウン

インフォメーション

6月の納税

◎町県民税(普徴) 1期

納期限:7月1日(月)

人のうごき

令和6年4月末日現在
(住民基本台帳登録者数)

人口.....15,385人(－16人)

男.....7,835人(－ 5人)

女.....7,550人(－11人)

世帯数.....5,937戸(+ 1戸)

◎転入.....46人 ◎転出.....52人

◎出生.....10人 ◎死亡.....20人

お知らせ

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、所得税および個人住民税について定額減税が実施されます。

対象／前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額／国内に住所を有する本人および令和5年12月31日時点の控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき最大1万円※個人住民税均等割5,700円(森林環境税含む)は減税されません。

減税方法／

①給与所得から住民税が特別徴収される人

納税額0円

納税額

納税額

.....

納税額

納税額

令和6年 6月分 7月分 8月分 令和7年 4月分 5月分

定額減税後(11回)	無し	$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$		$\frac{1}{11}$	$\frac{1}{11}$
例年(12回)	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$		$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

6月分の住民税は特別徴収されません。定額減税後の税額を11カ月でならし、7月分～令和7年5月分が毎月特別徴収されます。

※減税対象外の人(令和5年分合計所得金額が1,805万円超の場合や均等割・森林環境税のみ課税される場合)は、従来どおり6月分から特別徴収します。

②農業・事業所得などの普通徴収の人

第1期
減税額
納税額

第2期
納税額

第3期
納税額

第4期
納税額

6月 8月 10月 12月

定額減税前の税額をもとに算出された第1期分(6月分)の税額から控除されます。控除しきれない場合は、第2期分(8月分)以降の税額から順次控除されます。

③公的年金から住民税が特別徴収される人

納税額

納税額

納税額

減税額
納税額

納税額

納税額

4月分 6月分 8月分 10月分 12月分 2月分

定額減税前の税額をもとに算出された10月分の特別徴収税額から控除されます。控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。

その他／

・個別の減税額については、納税通知書または特別徴収税額通知書に記載があります。

・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

・減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は、内閣官房ホームページをご参照ください。

・所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページをご参照ください。

国税務課町民税係 ☎028(677)6013

▲内閣官房ホームページ

▲国税庁ホームページ

結婚を希望する人への支援を行います

皆さんの結婚に向けた活動への支援を行うため「とちぎ結婚支援センター(☎028(688)0880)」の登録料10,000円(2年間有効)の2分の1を助成します。

対象／次のいずれにも該当する人
①町民であること②結婚後も継続して町内居住を希望すること

申請方法／町ホームページから申請書をダウンロードして企画課みらい創生係へ提出

持ち物／入会登録料の領収書の写し、本人確認できるもの、印鑑と振込先が分かるもの

企画課みらい創生係
☎028(677)6012

(株)ジェイアールバス関東の路線バスダイヤ改正

6月1日(土)から、(株)ジェイアールバス関東の路線バスのダイヤが改正となります。

ダイヤ改正の詳細については、下記2次元コードをご確認ください。

(株)ジェイアールバス関東▶

企画課みらい創生係
☎028(677)6012

耐震対策への補助を行います

①木造住宅耐震診断士派遣事業
昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断を希望する人に、耐震診断士を無料で派遣します。診断結果により、木造住宅耐震対策助成事業補助金(②)を活用できる場合があります。

②木造住宅耐震対策助成事業補助金
昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅を、耐震診断の結果に基づき改修または建替え(補強計画策定を含む)する場合に補助金を交付します。

補助金額／①耐震改修:耐震改修など費用の4/5(限度額100万円)②耐震建替え:耐震建替費用の4/5(限度額100万円)※栃木県産出材を10㎡以上使用すると10万円加算)

企画都市計画課都市計画係
☎028(677)6020

芳賀町DX推進方針が決定

デジタル技術を活用して役場業務の効率化と町民の皆さんの利便性の向上を図るため、次の取り組みを推進します。

- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・自治体情報システムの標準化・共通化への対応
- ・公金収納におけるeLTAXの活用
- ・マイナンバーカードの利用の推進
- ・セキュリティ対策の徹底
- ・自治体のAI・RPAの利用推進
- ・テレワークの推進
- ・デジタル人材の育成

企画課情報化推進係
☎028(677)6032

虐待かも?と思ったら

児童虐待対応専用ダイヤル

いちはやく

☎189 (24時間受付)
通話料無料

近くの児童相談所にすぐに通
告・相談ができる全国共通の電
話番号です。

匿名でかけることもでき、通告
相・談した人に関する秘密は守
られます。

6月1日は人権擁護委員の日 ーひとりで悩まずにご相談くださいー

人権なんでも相談

無料の人権相談を実施します。どんなことでも結構です。秘密は固く守られますのでお気軽にお越しください。

日時／6月7日(金) 13:30～16:00

場所／町農業者トレーニングセンター2階会議室

人権啓発パネル展

「6月1日人権擁護委員の日」に合わせ、パネル展を開催します。こどもの人権絵画コンテストの絵も展示します。ぜひお立ち寄りください。

日時／6月1日(土)～27日(木)

場所／総合情報館ロビー

【不当な差別や偏見に関する相談先】

◆みんなの人権110番
☎0570(003)110(平日8:30～17:15)

◆こどもの人権110番
☎0120(007)110(平日8:30～17:15)

◆法務省インターネット人権相談

◆Foreign-language Human Rights Hotline
☎0570-090911 (weekdays 9:00～17:00)

8 | 広報はが 令和6年6月号 ※掲載内容は令和6年5月27日現在の情報です。詳細は、町ホームページや芳賀チャンネルをご覧ください。

※掲載内容は令和6年5月27日現在の情報です。詳細は、町ホームページや芳賀チャンネルをご覧ください。 広報はが 令和6年6月号 | 9